

# 静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改定について

(くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課)

## 1 概要

県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、「静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「処理計画」という。）を改定する。

## 2 改定理由

平成28年5月のPCB特別措置法改正及び令和元年12月のPCB特別措置法施行規則改正、これらに併せて国のPCB廃棄物処理基本計画が改定され、PCB廃棄物の処理体制の見直し等が行われた。

国の行ったこれらの改定に対応するため、「処理計画」の所要の改定を行う。

○PCB特別措置法等の改正内容

改正年月日	内 容	備 考
平成28年5月	○処理期限の前倒し ○保管事業者への処分の義務付け ○都道府県知事等の権限強化 ○行政代執行の規定	PCB特別措置法
令和元年12月	○低濃度PCB廃棄物の対象拡充	PCB特別措置法施行規則

## 3 改定（予定）計画の概要

	改定前	改定後
基本方針	○高圧トランス・コンデンサ等の処理予定 （平成35年3月31日まで） ○安定器等・汚染物の処理予定 （平成34年3月31日まで） ○無害化処理認定施設で処理可能な低濃度PCB含有廃棄物 （5,000mg以下）	○変圧器・コンデンサー等の処理期限の設定 （令和4年3月末） ○安定器、汚染物等の処理期限の設定（令和3年3月末） ○無害化処理認定施設で処理可能な低濃度PCB汚染物の拡充 （100,000mg以下の可燃性汚染物を対象）
確実かつ適正な処理方針	○「保管事業者」は自らの責任において確実に適正な処理義務 ○「使用事業者」の廃棄見込届出義務なし	○「保管事業者」の廃棄物処分委託義務を追記 ○「所有事業者」の廃棄見込届出義務を追記
処理体制を確保する方策	○行政処分の規定なし	○行政処分（改善命令、代執行）を明記

## 4 施行日

令和3年2月25日（予定）